

伊佐市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月30日(金) 午前9時00分から10時35分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (22人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	8番委員	1番推進委員	9番推進委員
4番委員	9番委員	2番推進委員	12番推進委員
5番委員	10番委員	3番推進委員	13番推進委員
6番委員	11番委員	5番推進委員	14番推進委員
7番委員		6番推進委員	15番推進委員
		7番推進委員	
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 10番委員 11番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定・地番解除)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和2年度 第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
稲刈りはどうでしょうか。お済でしょうか？
今年は数量が少ないと聞いていますが、単価は農協の売渡金額は昨年と同じということを聞いております。
まだ、稲刈りが済んでいない方は体に気を付けて作業を行っていただければありがたいと思います。
本日は12番農業委員が欠席で出席人数は10名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
10番農業委員と11番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページから2ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が7件です。
以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち貸借について説明いたします。

12ページの総括表をご覧ください。

期間は2年から20年で、面積は田171,044㎡、畑16,295㎡の計187,339㎡です。利用権を設定する者の数47名、利用権の設定を受ける者の数38名です。

土地の詳細につきましては、3ページから11ページ番号1番から50番のとおりです。以上説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号9番について、この案件は11番農業委員が譲受人になつておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(11番農業委員退席)

議長 整理番号9番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
 農業委員 整理番号9番につきまして、去る10月23日に現地調査をいたしました
 ので、私9番が報告いたします。

申請人 DTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は74歳です。
 渡し人 DKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は63歳です。
 申請地は、伊佐市菱刈下手字瀬戸口3100番1で、地目は田、地積は
 835㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は79,805㎡で取得可能面積であります。農業従事
 者は2名で、通作距離は自宅裏で、現況は良く管理された農地です。経営
 意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
 ないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
 委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わ
 ります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
 整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま
 す。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
 よって整理番号9番については許可が決定いたしました。
 ここで、11番農業委員の入席をお願いします。

(11番農業委員入席)

議長 11番農業委員、許可が決定いたしました。

議長 整理番号10番について、この案件は8番農地利用最適化推進委員が譲
 受人になつとりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基
 づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いし
 ます。

(8番農地利用最適化推進委員退席)

議長 整理番号10番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る10月23日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 KYさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は48歳です。

渡し人 KHさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字平田1370番で、地目は田、地積は537㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は25,588㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号10番については許可が決定いたしました。

ここで、8番農地利用最適化推進委員の入席をお願いします。

(8番農地利用最適化推進委員入席)

議長 8番農地利用最適化推進委員、許可が決定いたしました。

議長 整理番号1番から8番まで一括で報告をお願いします。
質問される方は、全ての報告終了後お願いいたします。
整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る10月25日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 Y Tさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は33歳です。

渡し人 N Yさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は57歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫1736番165で、地目は畑、地積は961㎡で所有権移転贈与になります。

空き家バンク利用の贈与で不耕作地です。

現在住んでいる家からは約10kmですが、空き家に移った場合は申請地に隣接しています。農業従事者は1名です。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る10月25日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 I Sさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は37歳です。

渡し人 S Tさんは、霧島市国分郡田に居住され、年齢は50歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字西川3185番で、地目は田、地積は1,661㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、議案第1号28番にて3,651㎡を借り受けており取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.1kmで、現況は不耕作地です。経営意欲はあり農機具等はリースになります。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ

ります。

議長 整理番号3番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る10月23日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人 MAさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は56歳です。

渡し人 OKさんは、福岡県糟屋郡新宮町に居住され、年齢は62歳です。

外1名の GMさんは、鹿児島市吉野町に居住され、年齢は60歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字門田4402番1で、地目は田、地積は701㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は155,526㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番、5番、6番、7番、8番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番、5番、6番につきましては、譲受人が同一ですので一括で報告いたします。去る10月19日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 SKさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は39歳です。

4番の渡し人 MYさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田1871番で、地目は畑、地積は1,010㎡で所有権移転売買になります。

5番の渡し人 IMさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田1873番1で、地目は畑、地積は834㎡で所有権移転売買になります。

6番の渡し人 MSさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田1877番で、地目は畑、地積は1,234㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は94,472㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約150mで、現況は不耕作地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、7番、8番につきましては、譲受人が同一ですので一括で報告いたします。去る10月19日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 KSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は62歳です。

7番の渡し人 IMさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田1862番1外1筆で、地目は畑、地積は合計1,882㎡で所有権移転売買になります。

8番の渡し人 TNさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は91歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田1862番3で、地目は畑、地積は952㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は36,299㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況は不耕作地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長 (全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番から8番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数10件について、10件の許可が処分決定しました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。

整理番号15番について、この案件は10番農業委員が申請人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(10番農業委員退席)

議長 整理番号15番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号15番につきまして、去る10月23日、申請人の代理人 大口土地改良区の Mさん、農政課耕地係の Yさん立会いのもと、13番農業委員、私2番農業委員の2名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

申請者は、伊佐市大口大田に居住されている THさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ下2332番33で、地目は田、地積は569㎡です。

編入目的は大田農地整備事業に伴い農地の有効利用を図るもので、周囲の農地への集団化・作業効率化への影響はないものと思われま

す。所在地は、パチンコMGMから東へ約800mに位置し、現況は耕作地で、東側は道路、西側は田、南側も田、北側は道路です。

添付書類として、農用地利用計画の変更に係る意見書、農用地利用計画変更申出書、地積図、全部事項証明書が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であ

ると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号15番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号15番は、意見が決定いたしました。
ここで、10番農業委員の入席をお願いします。

(10番農業委員入席)

議 長 10番農業委員、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号1番から22番について、15番を除いて関連事業のため一括で報告をお願いします。2番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番から15番を除く22番までにつきまして、関連事業のため一括で報告いたします。

去る10月23日、申請人の代理人 大口土地改良区の Mさん、農政課耕地係の Yさん立会いのもと、13番農業委員、私2番農業委員の2名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

整理番号1番の申請者は、伊佐市大口大田に居住されている HTさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田662番1外1筆で、地目は田、地積は合計1,234㎡です。

編入目的は大田農地整備事業に伴い農地の有効利用を図るもので、周囲の農地への集団化・作業効率化への影響はないものと思われま。

所在地は、パチンコMGMから北へ約600mに位置し、地図番号1番、

2番で、現況は耕作地です。

整理番号2番の申請者は、鹿児島市吉野に居住されている BYさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田676番で、地目は田、地積は1,025㎡です。

所在地は、パチンコMGMから北へ約600mに位置し、地図番号3番で、現況は耕作地です。

整理番号3番の申請者は、伊佐市大口大田に居住されている MKさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田677番外1筆で、地目は田、地積は合計1,942㎡です。

所在地は、パチンコMGMから北へ約600mに位置し、地図番号4番、5番で、現況は耕作地です。

整理番号4番の申請者は、伊佐市大口大田に居住されている DHさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田680番で、地目は田、地積は1,047㎡です。

所在地は、パチンコMGMから北へ約600mに位置し、地図番号6番で、現況は耕作地です。

整理番号5番の申請者は、鹿児島県出水郡長島町に居住されている SEさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田683番で、地目は田、地積は1,017㎡です。

所在地は、パチンコMGMから北へ約600mに位置し、地図番号7番で、現況は耕作地です。

整理番号6番の申請者は、伊佐市大口里に居住されている WMさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田914番外1筆で、地目は田、地積は合計2,017㎡です。

所在地は、パチンコMGMから北へ約500mに位置し、地図番号8番、9番で、現況は耕作地です。

整理番号7番の申請者は、伊佐市大口大田に居住されている IOさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田1040番3で、地目は田、地積は440㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約500mに位置し、地図番号10番で、現況は耕作地です。

整理番号8番の申請者は、伊佐市大口大田に居住されている IHさん

です。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田1041番1で、地目は田、地積は551㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約600mに位置し、地図番号11番で、現況は耕作地です。

整理番号9番の申請者は、霧島市隼人町に居住されている MKさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田1043番、字川島2332番182で、地目は田、地積は合計1,859㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約600m及び南西600mに位置し、地図番号12番、13番で、現況は耕作地です。

整理番号10番の申請者は、鹿児島市南林寺町に居住されている IAさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田1056番1で、地目は田、地積は431㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約600mに位置し、地図番号14番で、現況は耕作地です。

整理番号11番の申請者は、伊佐市大口篠原に居住されている NHさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ下1766番3で、地目は田、地積は202㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約10mに位置し、地図番号15番で、現況は耕作地です。

整理番号12番の申請者は、姶良市西餅田に居住されている KSさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ下1789番1で、地目は田、地積は288㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約10mに位置し、地図番号16番で、現況は耕作地です。

整理番号13番の申請者は、伊佐市菱刈重留に居住されている MRさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ下1816番1外2筆で、地目は田、地積は合計2,612㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約600mに位置し、地図番号17番、18番、19番で、現況は耕作地です。

整理番号14番の申請者は、伊佐市大口大田に居住されている HTさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ下2279番で、地目は田、地積は

720㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約700mに位置し、地図番号20番で、現況は耕作地です。

整理番号16番の申請者は、伊佐市大口里に居住されている MKさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ下2332番34で、地目は田、地積は598㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約700mに位置し、地図番号22番で、現況は耕作地です。

整理番号17番の申請者は、伊佐市大口曾木に居住されている KMさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ下2332番35で、地目は田、地積は333㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約700mに位置し、地図番号23番で、現況は耕作地です。

整理番号18番の申請者は、伊佐市大口大田に居住されている GTさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番111で、地目は田、地積は805㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約700mに位置し、地図番号24番で、現況は耕作地です。

整理番号19番の申請者は、伊佐市大口大田に居住されている YSさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番188で、地目は田、地積は496㎡です。

所在地は、パチンコMGMから東へ約700mに位置し、地図番号25番で、現況は耕作地です。

整理番号20番の申請者は、伊佐市大口平出水に居住されている YMさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番544で、地目は田、地積は875㎡です。

所在地は、パチンコMGMから南へ約600mに位置し、地図番号26番で、現況は耕作地です。

整理番号21番の申請者は、伊佐市大口大田に居住されている NKさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番214で、地目は田、地積は986㎡です。

所在地は、パチンコMGMから南へ約600mに位置し、地図番号27

番で、現況は耕作地です。

整理番号22番の申請者は、伊佐市大口大田に居住されている KHさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番173外2筆で、地目は田、地積は合計1,902㎡です。

所在地は、パチンコMGMから南へ約600mに位置し、地図番号28番、29番、30番で、現況は耕作地です。

編入目的は大田農地整備事業に伴い農地の有効利用を図るもので、周囲の農地への集団化・作業効率化への影響はないものと思われま

す。添付書類として、農用地利用計画の変更に係る意見書、農用地利用計画変更申出書、地積図、全部事項証明書が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

議 長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から15番を除く22番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番から15番を除く22番については、意見が決定いたしました。

議 長 整理番号23番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定についてのうち、整理番号23番について、去る10月23日、事務局立会いのもと、5番推進委員、12番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

申請人 MAさんは鹿児島市東坂元に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口曾木字天子ノ前383番1外1筆で、地目は田と

畑、地積は田39㎡、畑70㎡の2筆合計109㎡です。

除外目的は伊佐市企画政策課が運用する空き家バンク登録に伴い、申請地の農振農用地区域からの除外が必要なことによるもので、除外することで周囲の農地への集団化・作業効率化への影響はないものと思われま

す。所在地は大口めぐみの里から東へ約400mに位置し、現況は不耕作地で東側は宅地、西側は田、南側は道路、北側は田です。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号23番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号23番については、意見が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数23件について、23件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る10月23日、申請人の代理人Y林業のMさんHさん立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、

私5番農業委員3名で共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。

譲受人は、熊本県熊本市東区長嶺東に居住されているSHさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口平出水に居住されているIKさんで、年齢は92歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字小原野2234番657で、地目は畑、地積は1,354㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、賃借権です。

所在地は、梁瀬牧場から南西へ約50mに位置しており、東側は原野、西側は畑、南側も畑、北側も道路で周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

農業委員	<p>いてのうち、整理番号2番について、去る10月23日、申請人の代理人AのAさん立会いのもと、15番推進委員、私8番農業委員の2名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市西別府町に所在するA2株式会社 代表取締役 UTさんで、一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されているKSさんで、年齢は80歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大田字若宮ノ下1827番3で、地目は畑、地積は1,977㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、賃借権です。</p> <p>所在地は、郡山八幡神社より東へ約700mに位置しており、南側は宅地、東側は道路を挟み宅地、西側は畑、北側は太陽光発電施設で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kWを予定しております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、処分決定いたしました。</p>
議長	<p>整理番号3番につい、8番農業委員の報告を求めます。</p>

8 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農業委員 いてのうち、整理番号3番について、去る10月23日、申請人の代理人
T司法書士立会いのもと、15番推進委員、私8番農業委員の2名で共同
調査をしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口小川内に居住されている NSさんで、年齢は2
6歳です。

譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されている DSさんで、年齢は89
歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字若宮後1590番1で、地目は畑、地積は
419㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第2種農地その他農地で、所有権移
転贈与であります。

所在地は、郡山八幡神社から東へ約200mに位置し、南側は道路、東
側は畑、北側は宅地、西側は畑で周囲に与える影響はないと思われま
す。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除
計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されて
おります。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切で
あると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願
いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求
めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番 農業委員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る10月23日、申請人の代理人A行政書士立会いのもと、2番推進委員、13番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている IYさんで、年齢は24歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口目丸に居住されている AMさんで、年齢は66歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口原田字西原431番12で、地目は畑、地積は307.21㎡です。</p> <p>転用目的は一般住宅で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。</p> <p>所在地は、大口温泉リハビリテーションから南西約400mに位置し、南側は畑、東側は宅地、北側は畑、西側は道路で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、処分決定いたしました。</p>
議長	<p>整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。</p>

4 番 農 業 委 員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る10月23日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、5番推進委員、12番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、奈良県橿原市慈明寺町に所在する 株式会社G 代表取締役OKさんで一般法人です。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市皇徳寺台に居住されている MZさんで、市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈下手字飛田3006番1で、地目は田、地積は2,797㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。</p> <p>所在地は、下手消防詰め所から北へ約200mに位置しており、北側は市道、東側、西側は田、南側は太陽光発電施設で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数336枚、設置容量49.5kWを予定しております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番は、処分決定いたしました。</p>

議長	整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番 農業委員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る10月23日、申請人の代理人Aさん立会いのもと、4番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市西別府町に所在するA2株式会社で、一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されているUZさんで、年齢は71歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字崎山2633番5外1筆で、地目は畑、地積は合計1,915㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。</p> <p>所在地は、本城小学校から南へ約1.3kmに位置しており、南側は竹林、東側は宅地、北側も宅地、西側は竹林で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kWを予定しております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	全員挙手。

	よって整理番号6番は、処分決定いたしました。
議長	整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番農業委員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る10月23日、申請人の代理人Aさん立会いのもと、4番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市西別府町に所在するA2株式会社で、一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈重留に居住されているHHさんで、年齢は82歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1430番1外1筆で、地目は畑、地積は合計1,233㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。</p> <p>所在地は、田中小学校から北西へ約800mに位置しており、南側は宅地、東側は畑、北側は墓地、西側は畑で周囲に与える影響はないと思われまます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kWを予定しております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長

全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長

整理番号8番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る10月23日、申請人の代理人O行政書士立会いのもと、2番推進委員、13番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口大田に居住されているHMさんで、年齢は64歳です。

譲渡人は、伊佐市大口金波田に居住されているDKさんで、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字川原田138番32で、地目は田、地積は7.84㎡です。

転用目的は通路で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、大口病院から南西へ約150mに位置しており、南側は田、東側は道路を挟んで雑種地、北側は宅地、西側は田で周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号9番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号9番、10番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。6番農業委員の報告を求めます。</p>
6	番	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番、10番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告いたします。</p>
農	業	<p>委員 去る10月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、7番農業委員、9番農業委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。</p>
		<p>譲受人は、岡山県岡山市北区今四丁目に所在する 株式会社 Eで、一般法人です。</p>
		<p>整理番号9番の譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されている IMさんで、年齢は67歳です。</p>
		<p>申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田2648番5外1筆で、地目は田、地積は合計1,202㎡です。</p>
		<p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。</p>
		<p>整理番号10番の譲渡人は、伊佐市菱刈下手に居住されている TTさんで、年齢は73歳です。</p>
		<p>申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田2648番4で、地目は田、地積は315㎡です。</p>
		<p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。</p>
		<p>整理番号9番、10番地積合計1,517㎡です。</p>
		<p>所在地は、伊佐市給食センターから南へ約400mに位置しており、南側は宅地、北側は田、東側も田、西側は道路で周囲に与える影響はないと思われます。</p>
		<p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数296枚、設置容量49.5kWを予定しております。</p>
		<p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。</p>
		<p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いい</p>

たします。以上で報告を終わります。

議 長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番、10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号9番、10番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号11番、12番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番、12番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告いたします。

農業委員 去る10月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、6番農業委員、7番農業委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、福岡県福岡市南区日佐三丁目に所在する 株式会社 F 代表取締役 OHさんで、一般法人です。

整理番号11番の譲渡人は、伊佐市菱刈下手に居住されている HMさんで、年齢は90歳です。

整理番号12番の譲渡人は、伊佐市菱刈下手に居住されている HAさんで、年齢は90歳です。

両申請の転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

11番の申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田2646番1外2筆で、地目は田、地積は合計2,337㎡です。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数328枚、設置容量49.5kWを予定しております。

12番の申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田2645番4外1筆で、地

目は田、地積は合計729㎡です。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数176枚、設置容量49.5kWを予定しております。

所在地は、伊佐市給食センターから南へ約400mに位置しており、西側は太陽光発電施設予定地、南側は田、東側は道路を挟んで田、北側は太陽光発電施設予定地で周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号11番、12番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号11番、12番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号13番、14番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号13番、14番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告いたします。

去る10月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、6番農業委員、9番農業委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区神田多町に所在する SU株式会社 代表取締役 NMさんで、一般法人です。

整理番号13番の譲渡人は、伊佐市菱刈下手に居住されている SHさんで、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田2646番2外4筆で、地目は田、地積は合計2,399㎡です。

整理番号14番の譲渡人は、伊佐市菱刈下手に居住されている YTさんで、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田2643番1外2筆で、地目は田2筆、畑1筆で、地積は合計2,971㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

太陽光発電施設ですが、整理番号13番がパネル設置枚数328枚、設置容量49.5kW、整理番号14番がパネル設置枚数328枚、設置容量49.5kWを予定しております。

所在地は、伊佐市給食センターから南へ約400mに位置しており、整理番号13番は、東側は宅地と山林、南側は田、西側、北側は田で、整理番号14番は、東側は山林、南側、西側、北側は田で周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号13番、14番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号13番、14番は、処分決定いたしました。

議長	<p>整理番号15番、16番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。6番農業委員の報告を求めます。</p>
6番農業委員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号15番、16番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告いたします。</p> <p>去る10月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、7番農業委員、9番農業委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、岡山県岡山市北区今四丁目に所在する 株式会社 Eで、一般法人です。</p> <p>整理番号15番の譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている IMさんで、年齢は76歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田1861番で、地目は畑、地積は903㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。</p> <p>整理番号16番の譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている TNさんで、年齢は91歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田1863番1で、地目は畑、地積は1,519㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。</p> <p>整理番号15番、16番地積合計2,422㎡です。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量49.5kWを予定しております。</p> <p>所在地は、徳辺郵便局から東へ約500mに位置しており、東側は道路、西側は山林、南側は畑、北側も畑で周囲に与える影響はないと思われまます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号15番、16番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号15番、16番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号17番、18番、19番については、譲受人が同一で一体事業のため一括で報告をお願いします。
整理番号18番について、14番農地利用最適化推進委員が譲渡人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(14番農地利用最適化推進委員退席)

議長 9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号17番、18番、19番については、譲受人が同一で一体事業のため一括で報告いたします。

去る10月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、6番農業委員、7番農業委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、岡山県岡山市北区今四丁目に所在する 株式会社 E 代表取締役 KHさんで、一般法人です。

整理番号17番の譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている UTさんで、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字湯之元1976番1で、地目は畑、地積は112㎡です。

整理番号18番の譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている UNさんで、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字湯之元1977番1で、地目は畑、地積は551㎡です。

整理番号19番の譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている UHさ

んで、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字湯之元1978番外1筆で、地目は畑、地積は合計1,442㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量49.5kWを予定しております。

所在地は、湯ノ尾小学校から北東へ約500mに位置しており、西側は山林、南側も山林、東側は国道を挟んで原野、北側は遊休農地で周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号17番、18番、19番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号17番、18番、19番は、処分決定いたしました。
ここで14番農地利用最適化推進委員の入席をお願いします。

(14番農地利用最適化推進委員入席)

議長 14番農地利用最適化推進委員、許可が決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数19件について、19件が処分決定いたしました。

議案第5号

議長 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定・地番解除）について提案いたします。
整理番号1番、2番について、一括で報告をお願いします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による農地法第3条第2項第5号の下限面積（地番指定・地番解除）について、事務局よりご説明いたします。

番号1番の申請人 MAさんは鹿児島市在住の方です。

申請地は、伊佐市大口曾木字天子ノ前383番1外3筆で、下殿橋から南東250～600mに位置し、現在は自己保全管理されている農地です。

添付書類として、全部事項証明書が添付されており、規定により特例農地の区域指定として、別段問題はないと思われま

す。番号2番の申請人 NYさんは伊佐市大口曾木の方です。

申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫1736番165で、ジャパンファームより南東700mに位置し、地目は畑、地積は961㎡で宅地に隣接する遊休農地です。

令和2年9月29日付けで、空き家に付属する農地として下限面積の地番指定を行っていましたが、今回空き家と一緒に売却が決定し、伊佐市空き家空き店舗バンク実施要項第6条1項の規定により、登録台帳の抹消がありましたので、申請地について下限面積の地番指定を解除したいと思います。

委員皆様のご審議方よろしく願いたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番、2番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定・地番解除）について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定・地番解除）について決定いたしました。
- 議長 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定・地番解除）について2件申請のうち2件の許可が決定いたしました。
- 議長 その他。事務局お願いします。
- 事務局 総会資料の最終ページをお開きください。10月の月例報告をします。
5日、10月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
23日、現地調査を一斉にしております。30日、本日ですが第7回農業委員会総会です。
11月の行事予定ですが、5日に11月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
18日、令和2年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議が溝辺公民館みそめ館であります。
24日が現地調査です。30日が第8回農業委員会総会です。
月例報告は以上です。
- 議長 他にないでしょうか。
- 事務局 以上で、令和2年度第7回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。
一同礼。
- 事務局 おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時35分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 10 番

伊佐市農業委員 11 番